2　認定開設者は、前号㈠から㈢までに掲げる無線局の免許人及び登録人（同号㈠に規定する特定小電力無線局にあっては、その無線設備の所有者又は占有者。以下「対象免許人等」という。）との間の合意に基づいて、対象免許人等が当該無線局について、第二項第三号㈠に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として次号㈠から㈢までに掲げる費用の全部を負担しなければならない。

㈠　前号㈠に掲げる構内無線局を廃止し、かつ、九一五MHzを超え九二八MHz以下の周波数を使用する構内無線局を開設する措置若しくは同号㈠に掲げる無線局（構内無線局を除く。）を廃止し、かつ、九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局（電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。）を開設する措置又は同号㈠に掲げる構内無線局が使用する周波数を九一五MHzを超え九二八MHz以下に変更する措置

㈡　前号㈡に掲げる無線局を廃止し、かつ、九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数を使用する無線局を開設する措置又は同号㈡に掲げる無線局が使用する周波数を九三〇MHzを超え九四〇MHz以下に変更する措置

㈢　㈡の措置により周波数を変更した無線局との通信を行うため前号㈢に掲げる無線局の無線設備を変更する措置

3　前号の規定により認定開設者が負担する費用は、同号に定める措置に係る次に掲げる費用とする。

㈠　無線局の無線設備及びこれに附属する設備（応答のための装置（当該無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。）その他の設備をいう。㈡において同じ。）の取得に要する費用

㈡　第一号㈠から㈢までに掲げる無線局の無線設備及びこれに附属する設備の変更の工事に要する費用

㈢　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の変更に要する費用

4　認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

㈠　認定日から六月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号㈡の定めにより設置した窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること

㈡　認定日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を第一号㈠及び㈡に掲げる無線局の免許人及び登録人に対して通知すること

㈢　㈠及び㈡に掲げる事項の実施前に、第一号㈠の無線局の無線設備に係る認証取扱業者（電波法第三十八条の二十五第一項に規定する認証取扱業者をいう。）及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「製造業者等」という。）並びに第一号㈢に掲げる無線局の免許人との間で、㈠及び㈡の事項の実施について協議を行うこと

㈣　対象免許人等（第一号㈢に掲げる無線局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

㈤　第一号㈢に掲げる無線局の免許人との間で、㈢に定める協議と同時に、当該免許人が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局と第一号㈡に掲げる無線局との間のＭＣＡ陸上移動通信及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

㈥　対象免許人等から㈣又は㈤の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

5　申請者又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、本開設指針の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと

㈡　認定開設者は、認定日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号㈠に定める日の前日まで設置すること

㈢　認定開設者は、前号㈡の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

㈣　認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意すること。なお、前号㈢から㈤までに規定する終了促進措置の実施に関する協議において、第一号㈢に掲げる無線局の免許人及び製造業者等が関与する場合には、当該者は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人等から対価を受けてはならないこと

㈤　認定開設者は、前号㈣又は㈤の協議により合意がなされたときは、その内容を、認定開設者及び対象免許人等が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行った電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

㈥　認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号㈠から㈢までに掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること

6　総務大臣は、前号㈥の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7　認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

六　特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

㈠　第二項第一号に規定する周波数のみを使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

㈡　第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

㈢　既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受けた場合